

センターの運営方針

- 1 対象者に対し、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心掛け、その意思や主体性を最大限尊重します。
- 2 対象者への支援は、本人の心身の状況、福祉サービス等へのニーズ、過去に利用した福祉サービス等の内容、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえながら、対象者の日常生活の支援を効果的に行い、かつ継続的、計画的に適切な福祉サービス等の利用ができるように配慮します。
- 3 対象者およびその関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、業務上知りえた個人情報を経営に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4 業務の遂行に当たり、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けます。

相談は無料です。秘密は守られますのでお気軽にご相談下さい。



済生会と地域生活定着支援事業・・・

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会は、生活困窮者を支援する事業「なでしこプラン」を実施しており、石川県地域生活定着支援センターはその「なでしこプラン」の一環として石川県から委託を受けて運営しています。

石川県

地域生活定着支援センター

～地域での再出発のお手伝いをいたします～



お問い合わせ

石川県地域生活定着支援センター

開設：平成30年4月1日

住所：〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-6
(石川県済生会金沢病院内)

TEL：076-266-2922

FAX：076-266-1070 (代)

HP：<https://saiseikaikanazawa.jp/teichaku/>

メール：tsc@saiseikaikanazawa.jp

開所時間：平日 8：30～17：00

(祝日および年末年始を除く)

石川県地域生活定着支援センターとは

刑務所等の矯正施設等からの出所（出院）予定者や刑事司法手続き段階にある被疑者等で、居住場所がなく、頼れる身寄りがいない又は家族等の事情により受け入れが困難であるため住居が確保できないなど、社会復帰が困難な高齢者及び障害者の社会復帰を支援するため、保護観察所と協働して早い段階から調整を行う専門機関です。

なお、当センターは、石川県からの委託を受けて運営しています。



社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部 石川県済生会

どうして罪に問われた方を支援するの？



また、刑務所等の矯正施設に入る前（被疑者・被告人段階）や入所中に適切な支援を受けていれば、こうした人たちが再び罪を犯してしまう不幸や、新たな被害者を生み出す不幸を防ぐことができるかもしれません。

支援の対象

- ・ 刑務所等の矯正施設に入所中、または退所した方で保護観察所、他県定着支援センターから依頼のあった方
- ・ 刑事司法手続き段階にある被疑者等で、保護観察所から依頼のあった方
- ・ 罪に問われた方やその家族、その方に関わっている支援者の方で、定着支援センターの支援が必要と認められる方

支援の流れ

他県矯正施設入所者で県内への帰住を希望する者、他県への帰住希望対象者については、他県地域生活定着支援センターと協働し、広域調整を行います。

被疑者

被告人

警察

48時間以内

検察・弁護士

24時間以内

勾留 (最大20日)

起訴

裁判所

矯正施設 (刑務所等)

保護観察所

定着支援センター

コーディネート

面接により本人のニーズを把握し、その意思を踏まえながら支援計画を作成します。

出所後、地域で暮らしていくために必要な関係機関と調整連携を図ります。

釈放

執行猶予
保護観察付執行猶予
罰金・科料

不起訴
起訴猶予

微罪処分

依頼

入所者等に係る支援 (出口支援) の流れ

被疑者被告人等支援 (入口支援) の流れ

- コーディネート**

保護観察所から依頼のあった矯正施設等の退所予定者を対象として、面談等を通じて福祉サービス等に係るニーズを把握します。それを踏まえて、「福祉サービス等調整計画」を作成し、区市町村等と調整を行った上で受入れ先施設等を決定するとともに、福祉サービス等に係る申請支援等を行っています。
- フォローアップ**

コーディネート業務の対象者に対する出所時の迎え、行政、福祉サービスの申請手続き、住まいへの移行支援（住居、施設見学同行）、生活状況の把握、トラブル時の応援要請、入所施設及び本人等から相談・助言、関係機関との連携等を行っています。
- 被疑者等支援**

保護観察所から依頼のあった刑事司法手続きの段階にある被疑者・被告人等と面接（面会）等を行うことで、釈放後、速やかに地域の中で生活ができるよう受入れ先施設等の調整や福祉サービスの利用に関する必要な手続き等を行っています。
- 相談支援**

矯正施設等から出所（出院）した後、福祉施設等で本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行っています。また、出所（出院）又は釈放された後も、本人やその家族、本人を受入れた福祉施設等へ福祉サービス等の利用に関することや困りごと、トラブル等への対応を行っています。
- 普及啓発等**

各業務を円滑かつ効果的に実施するための必要な役割や連携を行い、支援のためのネットワーク構築に努めます。また、地域生活定着支援センターの業務や罪を犯してしまう方や刑務所を退所される方の実情に関し、研修や会議等を開催し周知・啓発活動を行います。

※出前講座を行っています。関心のある方はご相談ください。

